

南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

南九州市長 塗木弘幸

## 南九州市規則第8号

南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例施行規則（平成19年南九州市規則第156号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南九州市立学校体育施設開放事業照明施設等使用料徴収条例施行規則

第1条中「南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例」を「南九州市立学校体育施設等開放事業照明施設使用料徴収条例」に改める。

第1号様式中「学校体育施設」を「学校体育施設等」に改める。

第2号様式中「学校体育施設」を「学校体育施設等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。